【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月６日
【会社名】	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Asia Alliance Holdings Co. Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　髙森 幸太郎
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番６号 住友不動産両国ビル別館
【電話番号】	03－5638－8560（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　上野 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番６号 住友不動産両国ビル別館
【電話番号】	03－5638－8560（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　上野 弘行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社の連結子会社である株式会社ジェイ・アセットは、平成23年12月26日付で、東京高等裁判所に対して訴訟を提起されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

① 名称　　：株式会社ジェイ・アセット
② 住所　　：東京都墨田区両国二丁目10番６号
③ 代表者の氏名：代表清算人　辻 浩幸

（２）当該訴訟の提起があった年月日

平成23年12月26日（訴状送達日：平成24年２月２日）

（３）当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

① 名称　　：ウェルタイム・キャピタル・ベンチャーズ・インク
（WELL-TIME CAPITAL VENTURES INC.）
② 住所　　：Portcullis TrustNet Chambers, P. O. Box 3444, Road Town, Tortola,
British Virgin Islands
③ 代表者の氏名：代表取締役 スタンレー・ギャン・ギュアン・ホン
（STANLEY GAN GUAN HONG）

（４）当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

① 訴訟の内容

ウェルタイム・キャピタル・ベンチャーズ・インク （以下、「ウェルタイム」といいます。）が、株式会社ジェイ・アセット（以下、「ジェイ・アセット」といいます。）、当社、豊田博、桝澤徹、髙森幸太郎及び後藤光男（以下、総称して「ジェイ・アセット他」といいます。）に対して、平成22年４月16日付で東京地方裁判所において提起した訴訟（第一審）の判決が平成23年12月13日付で言い渡され、ジェイ・アセット他は判決を不服として同年12月16日付で控訴を提起いたしました。当該訴訟は、ウェルタイムが同様に判決を不服として同年12月26日付で控訴を提起したものであります（詳細は下記を参照）。

（第一審の経緯）

ジェイ・アセットは、平成20年３月期から平成21年３月期にかけ、当時ジェイ・アセットの子会社であった三生興産株式会社に対する10億1179万4520円の債権、及び当時当社の子会社であった 株式会社テレサイクルサービス長崎に対する３億7790万5087円の債権を、当社に譲渡いたしました。

ジェイ・アセットは、ウェルタイムに対して社債１億5000万円の 債務を負っており、その償還が完了していなかったところ、ウェルタイムは、上記２つの債権譲渡が詐害行為にあたり、当該社債が償還されずに損失を被ったなどとして、平成22年4月16日、ジェイ・アセット他を被告として、当該債権譲渡の 取り消し及び当該社債額等に相当する損害金として1億6500万円の支払い等を求める訴訟（第一審）を提起していました。

（第一審判決の内容）

１ 被告ら（ジェイ・アセット他）は、原告（ウェルタイム）に対し、連帯して、1100万円並びにうち1000万円に対しては平成20年５月30日から、及びうち100万円に 対しては被告豊田博及び被告髙森幸太郎については平成22年４月30日から、被告アジア・アライアンス・ホールディングス 株式会社、被告株式会社ジェイ・アセット及び被告後藤光男については平成22年５月１日から、被告桝澤徹については 平成22年５月28日からそれぞれ支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
２ 被告株式会社ジェイ・アセットの 被告アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社に対する平成19年７月31日における三生興産株式会社に対する 10億1179万4520円の貸付金債権の譲渡契約を取り消す。
３ 被告株式会社ジェイ・アセットの 被告アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社に対する平成20年５月30日における 株式会社テレサイクルサービス長崎に対する３億7790万5087円の貸付金債権の譲渡契約を取り消す。
４ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
５ 訴訟費用は、これを２分し、その１を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

６ この判決は第１項に限り仮に執行することができる。

（ウェルタイムによる控訴の趣旨）

１ 原判決（第一審判決）中、控訴人（ウェルタイム）敗訴部分を取り消す。

２ 被控訴人ら（ジェイ・アセット他）は、 控訴人に対し、金１億7723万2083円及びうち金１億5000万円に対する平成23年７月７日から支払済みまで、うち金1500万円に 対しては被告豊田博及び被告髙森幸太郎については平成22年４月30日から、被告アジア・アライアンス・ホールディングス 株式会社、被告株式会社ジェイ・アセット及び被告後藤光男については平成22年５月１日から、被告桝澤徹については 平成22年５月28日からそれぞれ支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

３ 訴訟費用は一、二審を通じて被控訴人らの負担とする。

② 損害賠償請求金額

１億7723万2083円他（ジェイ・アセット他に対する請求金額の合計）

以 上